

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

医療保険の高額療養費（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 115 条第 1 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 83 条第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 57 条の 2 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 84 条第 1 項に規定する高額療養費をいう。以下同じ。）高額介護合算療養費（健康保険法第 115 条の 2 第 1 項、船員保険法第 84 条第 1 項、国民健康保険法第 57 条の 3 第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第 85 条第 1 項に規定する高額介護合算療養費をいう。以下同じ。）介護保険の高額介護（予防）サービス費（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に規定する高額介護（予防）サービス費をいう。以下同じ。）小児慢性特定疾病医療費（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病医療費をいう。以下同じ。）肢体不自由児通所医療（同法第 21 条の 5 の 29 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）障害児入所医療（同法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 24 項に規定する自立支援医療をいう。以下同じ。）療養介護医療等（同法第 5 条第 6 項に規定する療養介護医療及び障害者総合支援法第 71 条第 1 項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）及び指定特定医療（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定特定医療をいう。以下同じ。）に関する自己負担については、それぞれ政令において、所得区分に応じた自己負担上限額が定められている。

医療保険各法施行令に定める高額療養費及び高額介護合算療養費（70 歳以上）の所得区分については、前年の公的年金等収入金額が 80 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 6 年の国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 26 条に規定する老齢基礎年金（満額） \times 20～60 歳になるまでの保険料を全額納めた際の年金額をいう。以下同じ。）が 80 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に定める高額介護（予防）サービス費に係る負担上限額の所得区分については、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が 80 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 6 年の老齢基礎年金（満額）が 80 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

なお、高額介護（予防）サービス費の所得区分は、第 1 号被保険者の保険料に係る所得基準に準じた所得基準が設定されているところ、保険料の標準段階の第 1 段階及び第 4 段階に係る所得基準の見直しについては、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 11 号）」（令和 7 年 1 月 22 日公布）において、老齢基礎年金（満額）に合わせた見直しを行っている。

小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、自立支援医療、療養介護医療等及び指定特定医療に関する自己負担上限額の所得区分の判定については、国

民年金法第 33 条第 1 項に規定する障害基礎年金を含む前年の公的年金等収入金額と合計所得金額等との合計額が 80 万円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和 6 年の障害基礎年金 2 級の支給額が 80 万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うもの。

2．改正の概要

高額介護（予防）サービス費、小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護費及び特定医療費の支給における所得区分の基準の一部について、80 万円から 80.9 万円に見直すこととする。

高額療養費の支給における所得区分の基準の一部について、80 万円から 80.67 万円に見直すこととする。

3．根拠条項

健康保険法第 115 条第 2 項

船員保険法第 83 条第 2 項

児童福祉法第 19 条の 2 第 2 項第 1 号、第 21 条の 5 の 29 第 2 項及び第 24 条の 20 第 2 項

国民健康保険法第 57 条の 2 第 2 項

高齢者の医療の確保に関する法律第 84 条第 2 項

介護保険法第 51 条第 2 項及び第 61 条第 2 項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 3 項第 1 号(同法第 70 条第 2 項及び第 71 条第 2 項において準用する場合を含む。)

難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 2 項第 1 号

4．施行期日等

公布日：令和 7 年 5 月下旬（予定）

施行期日：令和 7 年 7 月 1 日又は 8 月 1 日